

# 平川市図書交流施設ワークスペース トライアル・サウンディング実施要領

## 1 目的

平川市図書交流施設は、子ども、若者、子育て世代、働く世代、シニア世代など、すべての世代が気軽に利用し、共存できる場所を創り育てることを目的として、旧尾上分庁舎を改修し令和8年3月20日に開館しました。

1階東側は図書館となり、新しい「憩い・遊び・学び」の形を創出するため、ワークスペースを3か所配置しています。ワークスペースは、クラフト作家などが作品の制作・販売を行えるスペースとして整備しましたが、さらなる効果的な利活用を模索する社会実験として、「トライアル・サウンディング」を実施します。

多くの方に幅広く利用していただき、ご意見や要望を取り入れながら、親しみがあり、喜びや楽しみの機会を提供する憩いの場となるような空間を目指します。

〈トライアル・サウンディングとは〉

公共空間（公園・道路・河川・公共施設等）の暫定使用を希望する民間事業者等から提案を募集し、一定期間、実際に使用していただく制度です。

暫定使用後に課題をフィードバックし、公共空間等の今後の活用方針に活かしていきます。市は公共空間に対する市場性やニーズ等を把握し、民間事業者等は使い勝手や採算性、使用条件などを確認することができる社会実験としての取組みです。

## 2 対象エリア及び設備等

### (1) 対象エリア

平川市図書交流施設（尾上図書館内） 1階 ワークスペース3室

所在地：平川市猿賀南田15番地1

・ワークスペース1 4㎡

・ワークスペース2 4㎡

・ワークスペース3 4㎡

### (2) 設備等

・別紙参照

## 3 サウンディング実施期間

### (1) サウンディング実施期間

令和8年3月20日（金）から令和9年3月31日（水）まで

※施設の休館日を除く

【休館日】

- ・毎週水曜日
- ・毎月第3木曜日（いずれも祝日の場合は翌平日）
- ・蔵書点検期間（毎年1回15日以内）
- ・年末年始（12月29日から1月3日まで）

#### 4 使用期間及び時間

##### (1) 使用期間

最短1週間から最長1か月間

※新たな使用者がない場合は、継続使用可

##### (2) 使用時間

9時から18時まで（準備・片付けを含む）

#### 5 使用料

免除（トライアル・サウンディングのため無償）

※事業実施にあたり必要となる一切の費用は、全て申請者の負担とします。

#### 6 使用者に求める基本要件

##### (1) 対象

使用者は、次に掲げる①から⑧のすべての要件を満たす法人又は個人とします。

- ① 個人又は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者若しくは特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき設立された法人）であること。
- ② 本施設の使用に適し、他の使用者の事業・営業、近隣住民の生活に支障を来すおそれがなく、かつ、本施設全体の管理運営に支障がないと認められる業態であること。
- ③ 税金等を滞納していないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員ではないこと。また、これら暴力団及び暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- ⑤ 過去3年以内に法令違反に伴う行政処分を受けたことがないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て中または更生手続中でないこと。
- ⑦ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て中または再生手続中でないこと。
- ⑧ ワークスペースを事業活動の拠点とする意思があること（単なる倉庫利用や研修、コールセンター等としての使用は認めません。）

## (2) 求める利用者像

- ① 本施設利用者及び入居者等との情報交換や事業連携へ積極的に関わり、交流を図る者
- ② 平川市内の産業と事業連携や事業協力を積極的に図る者
- ③ 起業又はその準備、新規事業の立上げを行う者
- ④ 施設退去した後も平川市の地域活性化への関わる意思のある者

## (3) 遵守事項制限

以下の遵守事項に違反した場合は、許可期間内の場合であっても退去いただくことがあります。

- ① 公の秩序・善良の風俗を乱す行為を行わないこと。
- ② 騒音・振動・悪臭等を発生させ、施設利用者及び近隣住民に迷惑をかけること。
- ③ 有害・危険な物質等の持込み、又はそれらに関連する実験をしないこと。
- ④ 動物等の扱いは不可とし、敷地内での動物、鳥等へのエサやり等を行わないこと。
- ⑤ 火気の使用をしないこと。
- ⑥ 敷地内の指定された場所以外で喫煙しないこと。
- ⑦ 施設管理者の許可なく改修工事を行わないこと。
- ⑧ 施設管理者の指示に従わない等、施設の運営や維持管理に支障を及ぼす行為（施設・設備・器具等の毀損等）や、安全、品位及び美観を損なう行為を行わないこと。
- ⑨ 申込時の使用内容と異なる使い方をしないこと。
- ⑩ 権利の全部又は一部を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ⑪ 飲食の提供については、管理者の指示に従うこと。
- ⑫ 宗教活動の勧誘を行わないこと。
- ⑬ 無人販売を行う場合は、金品の管理を自己責任で行うこと。（職員は預かり等一切の関与をしない。）
- ⑭ 施設利用終了後にアンケート（様式2）を提出すること。
- ⑮ 事業活動にあたっては、関係法令等を遵守すること。

## 5 申込方法

次の書類を図書交流・協働マネジメント室へ、窓口又はメールで提出してください。

### 【提出書類】

使用申込書（様式1）

- ・ 利用者の団体又は氏名、住所、連絡先
- ・ 使用期間、時間
- ・ 使用内容（例：●●の販売（常駐、無人等））

**【添付資料】**

- ・本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）

**【提出先】**

平川市教育委員会事務局

図書交流・協働マネジメント室 図書交流班

平川市猿賀南田15番地1（図書交流施設1階）

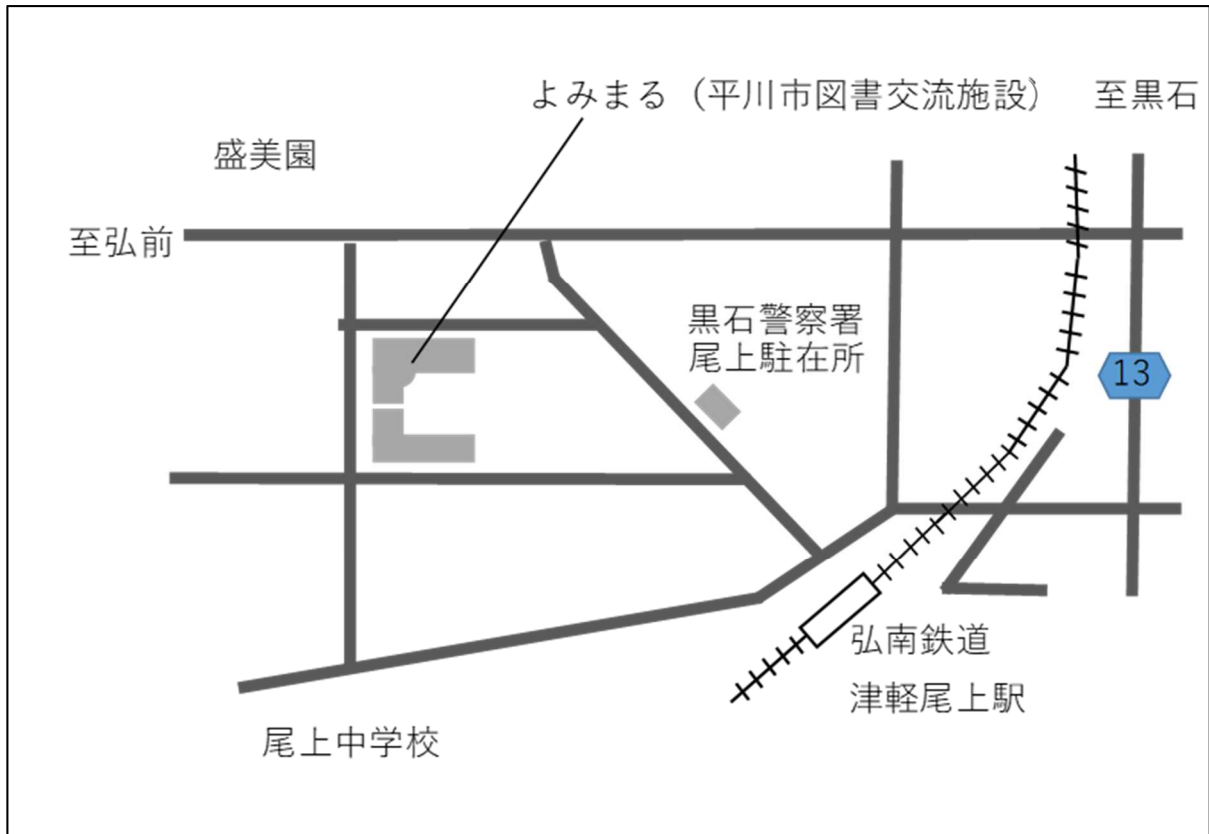
電話番号 0172-57-5980

メールアドレス toshokouryuu@city.hirakawa.lg.jp

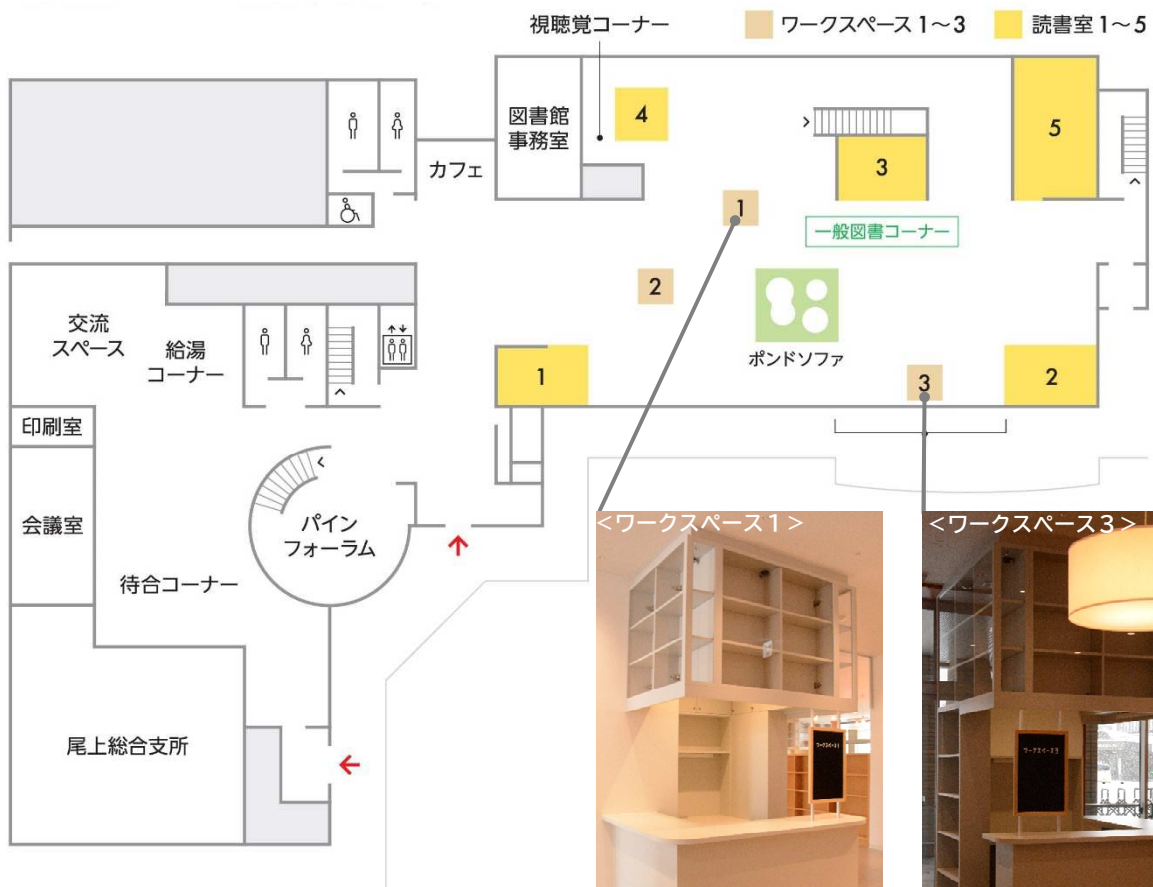
**【申込期限】**

使用希望日の3日前まで

※土日祝日、年末年始を除く

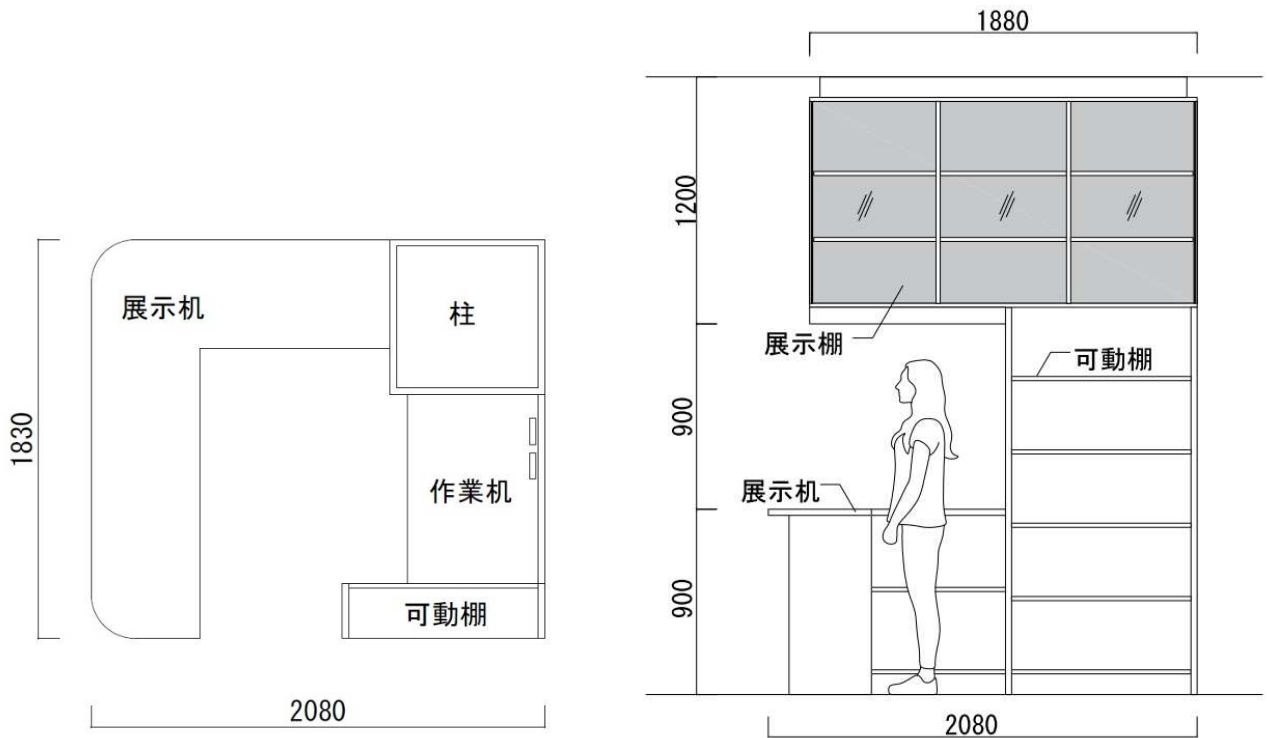


**フロアマップ(1F)**



## ワークスペース(1F) 3室

<間取りイメージ>



寸法は、各室で多少前後があります。

### <設備・サービス>

設備・サービス	設置状況等
Wi-Fi	○ 共用部の使用となり、使用料に含まれます
Wi-Fi 以外の通信設備	× 各自でご用意ください
空調設備	○ 共用部の使用となり、使用料に含まれます
電気設備	○ 2口コンセント 1箇所
ガス設備	× 火気は使用できません
照明用設備	○ 作業机、展示机に照明があり、使用料に含まれます
セキュリティ設備	○ 屋内外防犯カメラ設置、機械警備あり
水道	○ 共用部の使用となり、使用料に含まれます
トイレ	○ 共用部の使用となり、使用料に含まれます
印刷設備	× 各自でご用意ください
郵便受け	×
吊下看板	○ W400×H600 黒板仕上げ
家具、設備、消耗品、什器備品	× 各自でご用意ください
その他事業に必要な備品	× 各自でご用意ください
事業ごみ処分	× 事業ごみは各自で処分してください
駐車場	○ 共用部の駐車場を無料で利用できます ※台数に制限あり